

1 条例制定の背景及び目的(第1条)

はじめに

近年の科学技術の発展や国際化の進展は、国民の食生活に大きな変化をもたらしました。こうした中、牛海綿状脳症(BSE)や食品偽装表示事件などが発生し、食の安全に対する国民の関心が高まりました。

このような状況を受け、平成15年5月、食品の安全性を確保するため、食品安全基本法が制定されました。この法律に基づき、同年7月、食品の健康への影響について、科学的知見に基づき評価を行う食品安全委員会が内閣府に設置されました。

現在、国においては、食品安全委員会の評価に基づき、食品の安全性に関する規格や基準づくりが進められています。

条例制定の背景

次のような背景から条例を制定することにしました。

① 東京の地域特性を踏まえた仕組みづくり

東京は、日本最大の食品の消費地であると同時に、輸入食品をはじめとする流通の拠点でもあります。したがって、東京における食の危機は全国の危機につながっていく可能性があります。また、東京は様々な情報の集積地でもあり、いち早い危害の発生状況の把握や、未然防止に必要な情報の収集が行えます。

こうした地域特性を踏まえると、国の体制整備に依存するだけでなく、都としても食品の安全確保に向けた仕組みづくりを進める必要があります。

② 食品安全行政の総合的推進

食品の安全確保のためには、食品安全確保対策のよりどころとなる基本的な考え方を都の方針として都民・事業者にも示するとともに、この方針に基づいて生産から消費に至る全ての段階で関係局が連携しあい、都の食品安全行政を総合的に推進していく必要があります。

③ 関係者の連携した取組

食品の安全確保には、都や事業者はもとより、都民を含めた関係者がそれぞれの責務や役割を果たしながら、連携した取組を進めていくことが大切です。このため、自治体において関係者の間で食品の安全に関する共通の認識を醸成していくための先進的な取組が不可欠です。

条例制定の目的

「東京都食品安全条例」では、食品の安全を確保することにより、「現在及び将来の都民の健康保護を図る」ことを目的としています。

また、東京という大都市の地域特性を踏まえ、食品の安全確保に向けた方向性をはじめ、関係者が果たすべき責務や役割を明らかにするとともに、国の制度を補完する仕組みを定めています。

国と地方自治体の関係

